第２　勧告

１　勧告

本年の「民調」の結果、民間における特別給の合計額が平均所定内給与月額の4.47月分にあたることが明らかになった。

民間の支給割合や人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、民間の特別給にあたる職員の期末・勤勉手当について、年間平均支給月数を0.05月分引き下げ、年間4.5月分から4.45月分とする必要があると判断し、下記により職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　 期末手当の改定について

ア　令和２年12月期の支給割合

(ア)　(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（再任用職員を除く。）とすること。

(イ)　特定管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.05月分（再任用職員を除く。）とすること。

(ウ)　指定職給料表の適用を受ける職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.65月分（再任用職員にあっては、0.325月分）とすること。

(エ)　任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ　令和３年６月期以降の支給割合

(ア)　(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（再任用職員を除く。）とすること。

(イ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（再任用職員を除く。）とすること。

(ウ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

(エ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

(2)　改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

ただし、(1)のイの改定については、令和３年４月１日から実施すること。

２　勧告の考え方

本委員会は、民間における特別給について、前年８月から当年７月までの１年間の支給状況を調査して、同期間における民間の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を勧告している。

本年の「民調」において、民間における特別給の合計額が平均所定内給与月額の4.47月分にあたることが明らかになったことから、民間の特別給との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が4.5月分となっている職員の期末・勤勉手当を0.05月分引き下げ、年間4.45月分とする必要があると判断した。

支給割合の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当のウエイトをより高めることが適当であると考え、期末手当から差し引くこととした。

本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和３年度以降においては、６月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給割合を定めることとする。

また、指定職給料表適用職員の期末・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合については、国の取扱いに準じ、0.05月分引き下げることとした。

なお、再任用職員（指定職給料表適用職員を除く。）の期末・勤勉手当の支給割合については、国の取扱いに準じ、引き下げないこととした。